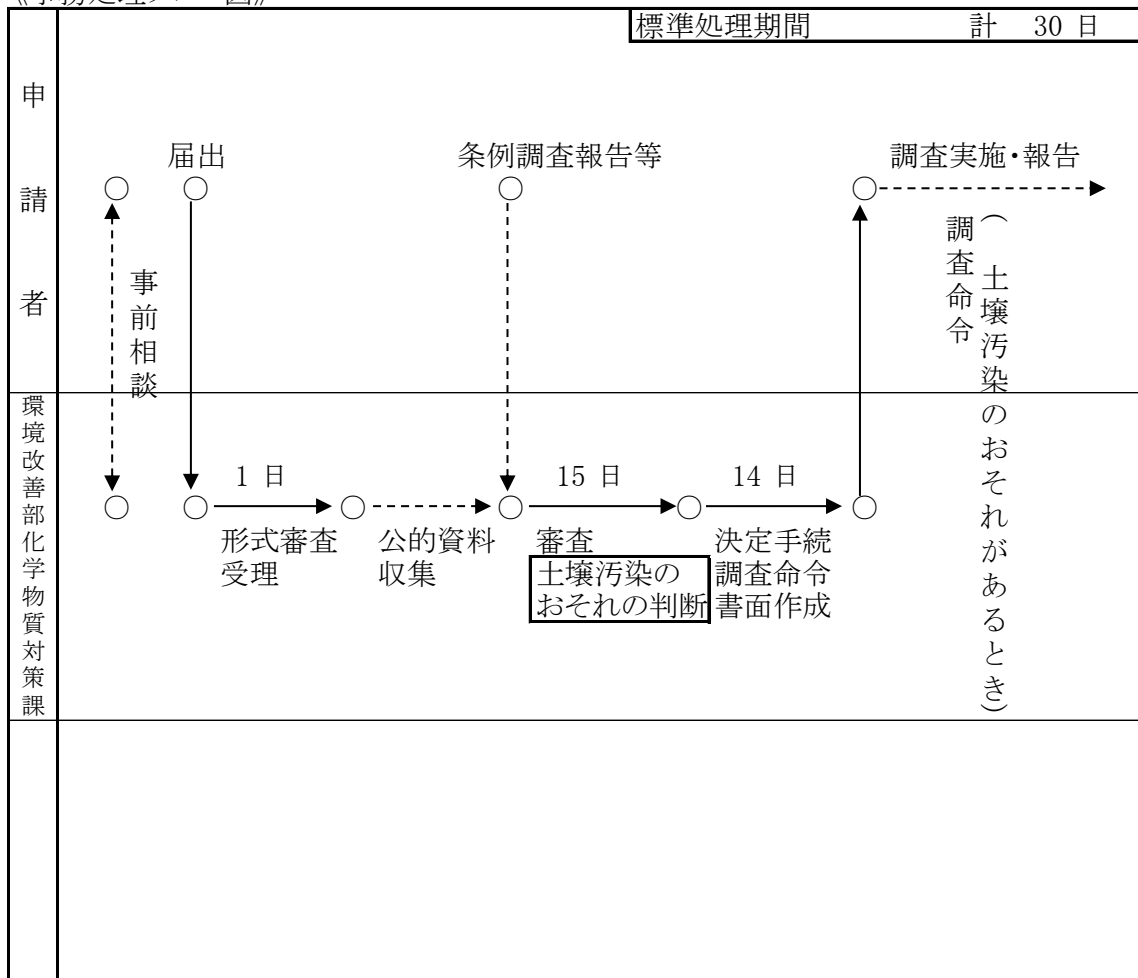


事務処理フロー図

事務名 一定の規模以上の土地の形質の変更の届出

作成部署 多摩環境事務所環境改善課土壤汚染対策担当 電話042-523-3517

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	届出にあたって事前にご相談に応じます。
2	形式審査・受理	届出書の記載漏れなどを審査した後、受理します。
3	審査	届出内容について、土壤汚染対策法第4条第1項、土壤汚染対策法施行規則第22条から第25条までにに基づき審査します。
4	決定手続	届出内容において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして土壤汚染対策法施行規則第26条で定める基準に該当していると認めるときは、土壤汚染状況調査の実施とその結果を報告すべきことを命じることになります。
備考		土壤汚染のおそれがあるものとして土壤汚染対策法施行規則第26条に該当しているか判断するにあたり、条例の調査報告書等の公的資料を収集する行政手続を別途行うため、当該事務処理期間が加算されます。



—